

下呂市告示第13号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第8項の規定により告示する。

令和元年6月10日

下呂市長 服部 秀洋

1. 鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画の縦覧場所
下呂市萩原町羽根2605番地1
下呂総合庁舎内 農林部農務課内